

意見書(案)

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(提出者)

けいざいさんぎょうしょう

経済産業省

(所在地)

〒101-0062

とうきょうとちよだくかすみがせき 1-3-1

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

(代表担当者)

じょうほうけいざいか もりかわ あつし

情報経済課 森川 淳

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会最終報告書案」に対する

経済産業省意見の要旨

1. 効率化努力について

効率化努力による電波利用料の支出削減が先決であり、国民や中小企業を含めた産業界の負担の増加はその後の議論とすべき。

(理由)

① 共益費自体の水準が海外に比べ高額であること

(参考)米国の FCC が約2.8億ドル(約308億円:1ドル=110円、2003年度要求)、英国の OFCOM が約1.6億ポンド(約326億円:1ポンド=204円、2004年度要求)。これらには電波行政に係る費用以外の組織運営費用も含まれていることを鑑みると、我が国の電波共益費用の約580億円(2004年度)は、諸外国と比較しても相当に高額。

② 共益費が、収入の増大にあわせて、あまりにも急激に増えていること(この10年間で、約67億円から約580億円)

③ 現在の電波共益費の約1/3を占めるアナログ周波数変更対策事業費は、平成23年頃までの時限措置であり、その後は電波利用料値下げの原資となること

→上記①～③からも明らかなおり、現行の電波利用料制度においても、支出の削減について検討することは十分可能。その削減の範囲内で既存電波利用者間の不公平感の是正や電波有効利用のためのインセンティブ導入を図ることも可能であり、まずはこの点を見直すことが先決。

2. 徴収対象の拡大について

免許不要局から電波利用料を新たに徴収することの是非について、両論併記となっているが、免許不要局については、現行どおり電波利用料を非徴収とすべき。

(理由)

○ 情報家電やITS、ICタグなどに用いられる免許不要局は、「ワイヤレスIT産業が我が国産業活性化の起爆剤として、またユビキタス社会における国民生活の充実・基盤として、ますます重要性を増していく」(報告書案63ページ)中で、鍵を握る機器であり、国民や中小企業、新しいサービスや機器を提供・開発する事業者などに多大な悪影響を与える免許不要局への課金ということは絶対にさけるべき。

これらの免許不要局は、新規参入を促進すべき対象であり、課金することで新規参入を阻害すべきではない。

- 免許不要局への課金は、政府全体として進めているe-Japan 戦略、e-Japan 戦略Ⅱ、新産業創造戦略などの取り組みにも反するものであり、不適當である。
- 諸外国でも、免許不要局に課金している例はない。
- 一般の利用者が自由に電波を利用できる環境を大切にすべき。
- 「占有」及び「非占有」という整理は非論理的。
- 電波を利用して事業を営む者と一般の利用者を同じ尺度で捉えるのは不公平。
- 小電力の無線システムであり、他の無線局に混信を及ぼすおそれがない。逆に他の無線局からの混信等から保護されていない。
- 製品価格に上乗せする場合、無線システムを実際に使わない購入者からも徴収することになる。
- なお、今回の電波利用料の見直しを、報告書(案)にあるとおり「非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する新規参入を促進すること」を目的とする基本方針に立ち戻れば、経済的価値を勘案した電波利用料の賦課対象は既存の免許局のみとすれば良いはず。

3. 電波利用料の用途拡大について

電波利用料の用途の拡大については、現行の電波利用料制度の合理化、支出水準の適正化を行った上で、必要性を含め検討されるべき事項と考えられるため、それより以前に電波利用料の用途を研究開発費用やデジタルデバイド対策まで拡大することは適當ではない。

(理由)

- 用途の拡大については、現行の電波利用料制度の合理化、支出水準の適正化を行った上で検討されるべき事項。
- また、研究開発については、民間企業が競争力確保のために自由に実施することが原則。民間企業では実施が困難な研究開発事項や基礎研究については、国民全体の利益の観点から一般財源により賄うことが原則。
- デジタルデバイド対策についても、その必要性が社会的に認められる以上は、一般財源により賄うことが原則。

以上

別紙

平成 16 年 8 月 24 日

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に対する意見

経済産業省

経済産業省は、周波数は我が国が世界最高のIT国家となるために重要なインフラであり、その逼迫状況を解消すべく有効利用を図るための制度改革を実行することは、我が国の IT 産業の発展及び競争力強化の観点からも最重要事項と認識している。

このため、周波数の有効利用を目指し、長期間に渡る検討を経て本報告書(案)を纏められた研究会並びに部会の構成員各位に敬意を表したい。

しかしながら、当省としては、電波利用料の在り方の見直しを含めた周波数制度は「非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する新規参入を促進すること(P34)」とする観点が非常に重要と考えており、本報告書(案)に対して次の通り意見を申し述べる。

1. 効率化努力について

まずは効率化努力による電波利用料の支出削減が先決であり、国民や中小企業を含めた産業界の負担の増加はその後の議論とすべき。

(理由)

電波利用料の性格を電波の経済的価値を勘案したものに变えた場合であっても、共益費自体の水準が海外に比べ高額であることを踏まえ、報告書(案)72ページでも指摘されているとおり現行の電波利用共益事務のあり方を見直し、効率化努力により既存免許人の負担を現在よりも軽減することが、今後の国家の成長戦略産業であるIT産業の推進のために必要なことと考える。

実際、諸外国の規制機関における予算規模は、米国の FCC が約 2.8 億ドル(約 308 億円:1ドル=110円、2003年度要求)、英国の OFCOM が約 1.6 億ポンド(約 326 億円:1ポンド=204円、2004年度要求)であり、これらには電波行政に係る費用

以外の組織運営費用も含まれていることを鑑みると、我が国の電波共益費用として、約580億円(2004年度)が支出されていることは、諸外国と比較しても相当に高額な支出規模と言える。

また、電波利用料財源の推移について、収入の推移を見ると平成5年の電波利用料制度導入時の約74億円が平成16年度には約552億円となり、この10年で約7.5倍の伸びとなっている。これは、携帯電話の急激な普及が要因であると考えられる。一方、支出の推移も平成5年度の約67億円が平成16年度には約580億円となっており、支出と収入がほぼ同様の推移となっている。その間、携帯電話の免許方式を一台一台個別に免許手続する方式から、複数台を纏めて免許する包括免許方式を導入するなどの合理化が図られたものの、支出の急激な増加傾向は変わっていないことになる。

現在の電波利用料からの支出の大部分である約1/3を占めるアナログ周波数変更対策事業費については、平成23年頃までの時限措置であると聞いており、時限措置の終了後は電波利用料値下げの十分な原資となる規模である。

このように、現行の電波利用料に制度においても、支出の削減について検討することは十分可能と考えられ、その削減の範囲内で既存電波利用者間の不公平感の是正や電波有効利用のためのインセンティブ導入を図ることも可能であり、まずはこの点を見直すことが先決である。

2. 徴収対象の拡大について

免許不要局から電波利用料を新たに徴収することの是非について、両論併記となっているが、免許不要局については、現行どおり電波利用料を非徴収とすべき。

(理由)

情報家電やITS、ICタグなどに用いられる免許不要局は、「ワイヤレスIT産業が我が国産業活性化の起爆剤として、またユビキタス社会における国民生活の充実・基盤として、ますます重要性を増していく」(報告書案63ページ)中で、特に鍵を握る部分であり、かかる観点から、国民や中小企業、新しいサービスや機器を提供・開発する事業者などに多大な悪影響を与える免許不要局への課金ということは絶対にさけるべき。

免許不要局への課金は、政府全体として進めているe-Japan 戦略、e-Japan 戦略Ⅱ、新産業創造戦略などの取り組みにも反するものであり、不適當である。

今回の電波利用料の見直しを、報告書(案)にあるとおり「非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する新規参入を促進すること」を目的とする基本方針に立ち戻れば、経済的価値を勘案した電波利用料の賦課対象は既存の免許局のみとすれば良いのであって、情報家電やITS、ICタグなどに用いられる免許不要局は、全く新たな利便性をもたらす次世代のIT社会を担う技術・サービスとなり、新規参入を促進すべき対象である。

報告書(案)でも指摘されているとおり、電波利用料の負担が、今後の国家の成長戦略産業であるIT産業の衰退を招くようなことがあってはならず、情報家電などの今後の我が国の成長産業の芽といえる分野に、海外でも例を見ない新たな負担を課するような見直しは避けるべき。

報告書(案)によれば、帯域占有型の免許不要局から徴収する理由として、(ア)免許局等との電波利用料負担の公平性を確保する必要があること、(イ)電波利用社会の発展のために必要な財源を、広く薄く、電波利用者全体で負担することが適当であること、(ウ)経済的価値を勘案した使用料額を徴収し、電波有効利用の推進を図る必要があること、(エ)電波監視等の利益を受けていることがあげられているが、それぞれは次のように考えることもできる。

(ア) 免許不要局は、家庭内などで国民が自由に利用するものであり、利用者の特定は困難である。従い、例え一定の帯域を一定の目的で占有するものであっても、参入制御を行うものではなく、品質保証されることもなく、またそれらの必要もないものである。一方、免許局は、事業者又は行政当局による参入制御を行うものであり、品質保証が可能であり、排他的電波利用も可能である。この点は免許局と免許不要局の大きな違いである。したがって、免許必要局と免許不要局とを同一に取り扱うこと、免許不要局を占有、非占有に区分して取り扱うことのいずれも正当化することはできないと考える。

(イ) 仮に広く薄く徴収することが利用料負担の公平性を確保するというのであれば、電波を使っている以上、占有と非占有を問わず負担すべきという議論になるはずであり、これらを区別する理屈は成立しないはずであり、現在の整理は目的と手段との一貫性が欠如することとなる。

(ウ) そもそも本報告書(案)の方針は「非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する新規参入を促進すること」であり、非有効利用の免許局に対して自発的退出を促すことを目的とするもの。免許不要局は利用者が特定され

ないため「非有効利用の自発的退出」が促されることはなく、電波有効利用の目的は達成されない。仮に個人利用者から徴収しようとするれば多大な徴収コストとなる一方、自由な参入退出が阻害される状況で電波の有効利用をいかなるメカニズムで誘引するのか論理性が不明確である。

(エ) 前述したとおり、免許不要局は、自由な参入退出の下での不特定多数による電波利用であり、このことは、免許不要局における電波利用には電波監視の概念が当てはまらないことを意味し、直接の利益を受けていないと考えられる。

その他、報告書(案)でも、①一般の利用者が自由に電波を利用できる環境を大切にすべき、②電波を利用して事業を営む者と一般の利用者を同じ尺度で比較するのは不公平、③小電力の無線システムであり、他の無線局に混信を及ぼすおそれがない、④製品価格に上乘せする場合、無線システムを実際に使わない購入者からも徴収することになる、⑤諸外国でも免許不要局は負担していない、⑥徴収コストが高い、⑦免許不要局については、他の無線局からの混信等から保護されていないなどの指摘がなされている。

また、帯域占有型の免許不要局用周波数帯域幅の更なる拡大要望が産業界から提起されていることに対して、電波利用料の徴収が拡大要望の歯止めになるとの見解があるとのことであるが、現行制度下では、周波数の用途及び帯域幅は政策的に行政当局が決定するものであるため、必ずしも要望は反映されない一方、要望者イコール負担者になるとも限らず、受益と負担の関係性が全く不明確になり、電波有効利用のインセンティブとはならないと考えられる。

さらに、電波利用料制度の見直しに当たっては、そもそもIT社会の基盤として電波をいかに活用していくべきかという視点から、電波利用に係る様々な技術の進歩を踏まえた総合的な検討を加えることによって、世界最先端のIT国家にふさわしい制度基盤を創出することが求められているのであって、電波利用料の賦課対象の単なる拡大によって、電波利用を抑制しようという発想とはそぐわないものである。

以上から、免許不要局については現行どおり非徴収とすることが適当。

3. 電波利用料の使途拡大について

電波利用料の使途の拡大については、現行の電波利用料制度の合理化、支出水準の適正化を行った上で、必要性を含め検討されるべき事項と考えられるため、それ

より以前に電波利用料の用途を研究開発費用やデジタルデバインド対策まで拡大することは適当ではない。

(理由)

電波利用料の用途については、現行の電波利用料制度の合理化、支出水準の適正化を行った上で、必要性を含め検討されるべき事項と考えられるため、それより以前に電波利用料の用途の拡大することは適当ではない。

また、研究開発については、基本的には民間企業が競争力確保のために自由に実施するものであり、かつ、どうしても民間企業では実施が困難な研究開発事項や基礎研究については、国民全体の利益の観点から一般財源により賄うことが原則である。

さらに、報告書(案)は諸外国と比較して総務省のIT関連研究開発予算が少ないことを指摘しているが、IT関連の研究開発はIT戦略本部及び総合科学技術会議のイニシアティブにより政府全体の取り組みとして予算を組んでいる(平成16年度の情報通信関連研究開発予算:1,758億円(総合科学技術会議資料))のものであり、単独省庁の予算規模の観点のみで、研究開発費用の財源を特定者から新規に負担させることを論ずるのは不適切である。

また、デジタルデバインド対策についても、その必要性が社会的に認められるものである場合、一般財源によるまかなうことが原則であり、電波利用料の形でまかなうことは受益と負担の関係からも必ずしも適切ではないと考える。

従って、研究開発費用及びデジタルデバインド対策への用途拡大については、官民の役割分担、政府全体の取り組みを踏まえた慎重な議論が必要である。

以上